

# 平成20年第4回防府市議会臨時会会議録

平成20年10月21日(火曜日)

---

## 議事日程

平成20年10月21日(火曜日) 午前10時 開会

- 1 開 会
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 会期の決定
  - 4 市長行政報告
  - 5 認定第 2号 平成19年度決算の認定について  
(一般・特別会計決算特別委員会委員長報告)
  - 6 報告第23号 専決処分の報告について
- 

## 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## 出席議員(29名)

1番	原 田 洋 介 君	2番	高 砂 朋 子 君
3番	重 川 恭 年 君	4番	山 本 久 江 君
5番	弘 中 正 俊 君	6番	藤 本 和 久 君
7番	河 杉 憲 二 君	8番	松 村 学 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	横 田 和 雄 君
11番	深 田 慎 治 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	大 村 崇 治 君	14番	今 津 誠 一 君
15番	安 藤 二 郎 君	16番	平 田 豊 民 君
17番	木 村 一 彦 君	18番	三 原 昭 治 君
19番	山 根 祐 二 君	20番	伊 藤 央 君
21番	藤 野 文 彦 君	22番	山 下 和 明 君
23番	田 中 健 次 君	24番	中 司 実 君
25番	山 田 如 仙 君	26番	久 保 玄 爾 君
27番	河 村 龍 夫 君	28番	佐 鹿 博 敏 君

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	恵藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君	監査委員	深田慎治君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

---

午前10時 開会

議長（行重延昭君） ただいまから平成20年第4回防府市議会臨時会を開会いたします。

---

議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。24番、中司議員、25番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

会期の決定

議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

---

### 市長行政報告

議長（行重 延昭君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 防府市クリーンセンター整備・運営事業に係る民間事業者募集手続きの中止について御報告申し上げます。

本事業につきましては、いわゆるPFI法の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により企業または企業グループによる事業者の選定を進めてまいりました。

本年9月25日の提出期限までに、第1次審査を通過した3企業グループのうち日立造船株式会社グループのみから応募書類が提出されましたので、10月9日に応募書類の審査及び評価を行うため、防府市クリーンセンター整備・運営PFI事業に係る審査委員会が開催されました。

形式審査に続く非価格要素審査に当たり、冒頭、市から公募説明書に基づき事前に実施した対話内容の報告をするとともに、次の2点について説明いたしました。

1点目は、処理システムの根幹部分であるバイオガス化施設について、事前協議である対話時に比して、提案書では内容が大幅に変更されていることでございます。

2点目は、提案内容の大幅な変更は、対話内容と提案書との整合性に留意するとした公募上の基本的な要件に反していることでございます。

審査委員会でこれらにつき協議された結果、このたびの応募においては、手続き上の問題があることを確認され、審査委員会としては、非価格要素審査は行わないこととし、募集手続きの継続については防府市の決定に委ねることが適当である、との判断が示されました。

本市といたしましては、この判断を踏まえ、市の内部組織である防府市廃棄物処理施設建設協議会において慎重に協議した結果、公募上の基本的な要件に反している以上、今

回の募集手続きは中止せざるを得ないとの結論に達しましたので、3月7日から開始したこの募集手続きを中止することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑がございましたら、お願いいたします。23番、田中議員。

23番（田中 健次君） このクリーンセンターの新しい施設の建設について、計画そのものが示された最初の時期に、私は疑問を少し呈してまいりました。それは、平成19年の3月議会の一般質問の中で、検討しているメタン発酵処理は、実績が少なく、技術的に懸念があるのではないかと、こういう形で、これについては慎重に対応すべきであると、若干、疑問を挟ませていただきました。

当時の回答は、基本的な技術はできているだろうと、基幹的な技術ですね。あと、それを実施段階に移す、そういうものについてはPFIのメリット、つまり向こうが責任を持つという形の中で、そういうものは吸収できるのではないかとということの回答であったわけです。しかし、今回の結果を見ると、1者については、これは資格の停止という問題ですけど、あとの2者については辞退をするという形で、残った1者については、こちらが考えていたものとは、若干、そこにそこがあるという結果になってきたわけであります。

そうやってみますと、今回の問題は、やはりきちんと、そういういろんなことを考えて総括をする必要があるのではないかと思います。「失敗をしない人は何もしない人」という言葉もありますから、行政がそうやって間違ふということもあり得るし、また失敗を恐れてはいけないということもあろうと思います。最近では失敗学というようなことを言われる人もおるわけですから、まず、技術的にこの問題についてどうであったのか、それから、もう1つはPFIのメリットというものを、もう一度改めて考え直すべきではないかと、こう思います。

私も途中、この事業について、所管事務調査の中で半分心配しながら、しかし、半分新しい形で実績をつくるような形になるので、各メーカーさんがかなり採算度外視といたしますか、そういう形で実績をつくるために積極的に関与してくるのではないかと、こういう予想を立てておりましたけども、実際はそれは甘い予想であったわけですが、そういったPFIのメリット、デメリットというのは、改めて考え直してみなくてはならないのかなということも思います。

そういった点で、今回の問題をどういうふうに、そういう判断を下したということで、それはむしろ、ある意味では英断だろうと思いますけれども、それはそれで適切だったと思います。どういふふうにこの問題を総括するのか、ここが大事だろうと思います。こ

の辺についてどうお考えなのか、ちょっとお考えをお示し願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今の質問にお答えいたします。

要項に従い、手続きを踏んで中止を決めたわけでございますけれども、大事なのは今後の手続きだろうと、進め方だろうとっております。

まず、この件に関しましては、循環型社会形成推進地域計画の中で交付金云々の問題もありますので、県、国に一応報告し、いろいろとこれは協議しなければならないと。協議をすると同時に、今回の募集要項の検証をしっかりとしていかなければならないと。その中の、いわゆる要求水準書がございますけれども、この条件がどうだったのか、価格がどうだったのか、このあたりも十分に検証しながら改善していったものを再度提示していくという形の手続きになろうかと考えております。この点につきましては、庁内にプロジェクトチーム、建設協議会がございますので、このあたりで十分に協議、もむ中で、よりよいものをつくりながら、またお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 2番目の、PFIのメリットを考え直す必要があるのではないかと御質問ですけれども、これは3年ぐらい前から、庁内のいわゆるプロジェクトチームでずっと検討を重ねてまいりました。PFI法に基づく整備をやりましたのは、これは所管事務調査等で御説明申し上げておりますけれども、高い品質が得られるということ、あるいは長期間にわたる性能保証があること、あるいは複数の、いわゆる提案による価格のコストダウンができるというようなメリットがあるというふうに考えたわけであります。

高い品質といいますのは、我々が設計書で、あるいは仕様書で提示するよりは、さらに創意工夫の発揮とか、事業内容の向上が図れるのではないかと。あるいは2番目に申し上げました、長期間にわたる性能保証といいますのは、いわゆる提案でございますので、設計、そして施工、そして20年間にわたる、いわゆる運転委託ができるということによって、性能を保証していただくということで長期間にわたる性能保証が保てる。そして、3番目のPFI法による整備につきましては、全国各地の事業費等を調査いたしましたところ、いわゆる通常の仕様書、設計書に比べて二、三割は低くできるというようなデータ等もございまして、これはメリットがあるといったところでPFI法による整備手法を選択したわけでございます。

なお、その手法としてはいろいろございますが、DBO、いわゆる資金は行政側が準

備いたしまして、そうすることによって、事業者の、いわゆる資金調達が楽になるとか、あるいは返還金の金利が安くなるとか、そういったことも含めてD B O方式でいくというようなことでやりました。

しかしながら、今回の事態については、悪いデメリットが出たのではないかなとも思われますので、先ほど部長が申しあげましたように、このあたりもきちんと検証、総括をして、今から県を通しまして、環境省との協議等も踏まえまして、再スタートを切りたいというところでございます。よろしくお願いします。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 大体、市の考え方はわかりましたけれども、副市長が言われたP F Iのメリットの話は、それは数年前に検討したメリットの話であります。しかし、そういう、ある意味では机上で考えたメリットと、実際に事業をやろうという形で進めてきて、今時点でそのメリットがどうであったのか、そこまでひっくるめて、もう一度改めて、ぜひ考え直していただきたいと思います。

P F Iについては建設費が下がるだとか、いろんなことが言われていますけれども、それは公共費用を使わないだとか、一括発注とか性能発注によるというもので、これはP F Iでなくても実現できるだとか、あるいは、コスト削減の多くは同時にするアウトソーシング、いわゆる運営の民間委託ですね。これがセットでなるそのものであるだとか、そんなことも言われております。

それから、P F Iで行政の支出は平準化するけれども、後年度負担は生むと、むしろ財政的には硬直化の要因をつくると、こんなことも最近是指摘されておりますので、ぜひ

それと非常に、今回P F Iでされて、弁護士の方からひっくるめて、そういったコンサルという形でされて、非常に膨大な事務量というのか、それから、当然それに伴うコストもかかるということもわかったわけでありますから、この辺もぜひ、総括をきちんとしていただきたいと、こういうふうに要望をしておきたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 以上で、行政報告を終わります。

---

認定第2号平成19年度決算の認定について

（一般・特別会計決算特別委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 認定第2号を議題といたします。本件については、さきの9月定例会で上程され、一般・特別会計決算特別委員会に付託の上、閉会中に審査をいただきましたので、委員長の報告を求めます。馬野特別委員長。

〔一般・特別会計決算特別委員長 馬野 昭彦君 登壇〕

12番（馬野 昭彦君） 認定第2号平成19年度決算の認定につきまして、去る10月6日、7日、8日、9日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算の認定につきましては、決算書並びに成果報告書を参考にしながら、各会計ごとに、その執行状況等について審査を行ったものでございます。

はじめに、一般会計決算の概要について申し上げます。

予算現額364億4万3,337円に対して、収入済額は353億1,829万9,760円、支出済額は343億529万1,471円となり、歳入歳出差引額は10億1,300万8,289円の歳入増となっておりますが、繰越明許費及び継続費繰越金として翌年度へ繰り越すべき財源、1億6,511万2,451円を控除した実質収支は、8億4,789万5,838円の黒字決算となっております。

次に特別会計の概要につきましては、設置されている11会計のうち、歳入歳出差引額を翌年度へ繰り越しているものが5会計、歳入・歳出額が同額となっているものが3会計、差引歳入不足額を翌年度歳入の繰上充用金をもって補てんされているものが3会計となっております。

それでは、主な質疑・要望等につきまして、各常任委員会所管ごとに御報告申し上げます。

まず、総務委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「経常収支比率が5ポイント上昇し96%となったが、どう考えるのか。今後の見込みはどうか」との質疑に対し、「物件費や扶助費が増えており、地方交付税が前年と比較して大幅に減少したことも要因ですが、19年度から算定方法が変わり、公共下水道への繰出金の一部が経常的経費として扱われることになったことが最も大きな要因です。今後、新体育館や廃棄物処理施設建設に伴うランニングコストが、物件費として計上されてきますので経常収支比率も上がってくると想定しています」との答弁がございました。

また、「国・県からの権限移譲に伴い事務量も増加し、専門性も求められるが、行政改革により、職員数が減少している状況でどう対応するのか」との質疑に対し、「事務量が増える中で職員数が減少し、時間外も減少している状況ですが、さらに職員が減るとなれば、民間委託も視野に入れ、業務のシステムを変えなければ、対応が難しいと考えています。また、専門職の養成も求められますが、本人の希望も考慮する必要があります」との答弁がございました。

これに対し、「市民サービスを主眼に、人事管理を行っていただきたい」との要望がございました。

また、「生活バス路線運行費補助金が年々増えているが、その要因は何か。また、今後どう対応していくのか」との質疑に対し、「19年度は、17路線に対して補助しておりますが、乗車率が低くなっており経常収益の減により補助金が増えています。また、今後につきましては、防府市生活交通活性化懇話会でも御協議いただきましたが、路線バスをはじめとする生活交通を維持し、活性化することを第一に考え、バス事業者とも連携を密にし、路線の見直し等の検討も含め、利用していただくための方策を探っていきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「顧問弁護士への相談件数が増えているが、要因は何か」との質疑に対し、「訴訟件数は現在2件ですが、業務において、法令の解釈が適法かどうかを判断するために、慎重に対応すべく、顧問弁護士に相談する件数が増えています」との答弁がございました。

次に、教育民生委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「ひとり暮らしの高齢者の緊急通報装置の設置状況はどうなっているか」との質疑に対し、「平成19年度は、75歳以上を対象者とする条件をなくしたところ、202台が新規に設置され、これまでの設置台数の合計は798台となっております」との答弁がございました。

これに対し、「身近な人を通報先として2人そろえなければならないことから、申請を諦める人もあり、民生委員からの実態把握を含め、内容について検討していただきたい」との要望がございました。

また、「平成18年度の決算の審査では、悠久苑のお茶の購入について、委託契約書に湯茶サービスと書かれていることから、お茶の購入は委託先がすべきであり、労働省告示第37号に示されている自己の業務の独立処理性の観点から偽装請負ではないかとの指摘をされていたが、平成19年度も引き続き、市がお茶を購入しているのはなぜか」との質疑に対し、「市は火葬を主業務とした業務委託をしており、委託先は、自己の責任と一定の裁量のもとに、自ら雇用する従業員を指揮命令下におき、業務に従事させております。労働省告示第37号は、業務の独立処理性について、「自らの企画又は自己の有する専門的技術若しくは経験に基づいて業務を処理するのであれば該当する」としており、当該委託先は火葬業務に精通し、専門的な技術を有し、自ら企画して業務を処理しておりますので、偽装請負には当たらないと考えております。また、昨年、御指摘のありました契約書の湯茶サービスにつきましては、利用者にお茶のセルフサービスをしてもらうための準備をするというものであり、お茶の購入を求めたものではありません。利用者のために必要



な消耗品等は、施設整備を行った市が負担することに問題はないと考えております」との答弁がございました。

また、「平成19年度から始まった放課後子ども教室の実施状況はどうか。今後、市内に広がっていく上でどういった点が課題か」との質疑に対し、「佐波小学校と牟礼小学校の2校で開始されました。佐波小学校においては9月30日から開設され、実質開催日数は35日、また牟礼小学校においては2月4日から開設され、実質開催日数は9日となっております。放課後子ども教室は、受け皿となる実施組織が必要ですので、今後、市内に広げていくには、学校や地域のいろいろな団体の御理解をいただきながら、お子さんをお預かりしていく組織づくりを進めていくことが課題です」との答弁がございました。

また、「3つの中学校でガス漏れ安全装置が作動したため、調査をした結果、老朽化が原因と考えられるガス管の腐食によるガス漏れが判明し、配管をし直したとのことであるが、大きな事故になる危険性もあることから、同時期に建設された小学校においても、安全点検をお願いしたい」との要望がありました。

次に、経済委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「老朽化した排水機場が見受けられるが、その対応についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「老朽化した排水機場については施設の状況を見ながら、土地改良施設維持管理適正化事業で年次的・計画的に補修を行っております」との答弁がございました。

また、「松くい虫伐倒駆除事業に関して、今後、何らかの松くい虫被害対策を考えているのか」との質疑に対し、「これからも引き続き、松くい虫被害木の伐倒駆除を積極的に進めてまいります。将来に備えて、伐倒後には県の開発した松くい虫に強い品種の種をまくことを考えております」との答弁がございました。

また、「農業公社は、設立時の経緯から当然自立すべきであり、運営支援を必要としない経営にすべきではないか」との質疑に対し、「農業公社は収益事業に積極的に取り組むなど経営体質の改善に努めておりますが、現在のところ、会費規定に基づく年会費、また人件費の一部を助成する必要があると考えております」との答弁がございました。

次に、建設委員会所管につきまして、御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「住宅建築物耐震化促進事業により、耐震診断を実施された件数は合計で6件と少ないが、この状況をどのように考えているのか」との質疑に対し、「事業の補助率は3分の2ですが、補助額の上限が低いため、相談はあるものの申し込みが少ないのが現状です。今後は、さらなる制度周知のため、積極的にPRをしたいと考えております」との答弁がございました。

また、「浄化槽設置整備事業では、毎年設置数が減少しているが、どのような要因があるのか。また、今後、設置数はどのように推移すると見ているのか」との質疑に対し、「設置数の減少にはさまざまな要因があると思われませんが、主には下水道の認可区域の拡大によるものと考えております。パンフレットの配布や自治会での回覧をお願いして制度の周知をしておりますが、今後、大幅な設置数の増加は見込めないと考えております」との答弁がございました。

さらに、「公園の遊具等の緊急修繕で、予備費が充用されている。新年度も予算措置はされているとのことだが、利用者の安全安心のため、遊具等の点検も含め、しっかりした予算措置をお願いしたい」との要望もございました。

続きまして、各特別会計決算でございますが、まず、競輪事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「お茶の原液と紙コップの随意契約の合意解除後に、既存の自動湯茶接待機により来場者へ湯、水を提供するため、平成20年1月に指名競争入札を行い紙コップ3万9,000個を購入しているが、その購入総額を予定価格として算定する際に、随意契約当時の購入単価を算定基礎としているが、予定価格の算定に当たっては、全国的な状況も踏まえ、また、数社から参考見積を徴するなどして、検討をすべきではなかったのか」との指摘がございました。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「平成19年度の資格証明書の発行状況はどうなっているのか」との質疑に対し、「平成19年度の発行件数は、資格証明書が535件、短期証明書が698件です」との答弁がございました。

これに対し、「資格証明書を発行されると、医療機関にかかるときは全額を支払わなくてはならず、無保険の状況になっている子どもたちもいることから、資格証明書発行については検討を進めていただきたい」との要望がございました。

次に、青果市場事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「公債費の償還も見通しがつき、将来安定的な運営を行うため、新たな展開や将来の位置づけを検討する時期にきているのではないか」との質疑に対し、「朝市の開催やスーパー大手が農家と直接契約するなど、市場を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。その中で、青果市場では職員1人体制にして経営の効率化に努めておりますが、今後も経営の健全化に取り組んでまいりたいと考えております」との答弁がございました。

次に、介護保険事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「介護保険事業の柱の1つとして、介護予防を重視していくということであったが、事業への参加状況はどうか」との質疑に対し、「平成18年度の事業開始当初は、国の基準がかなり厳しく、特定高齢者に該当する人がほとんどいないことから、予防事業へ参加者は少ない状況でした。平成

19年度に基準が見直しになり、特定高齢者数は増加しましたので、その方々へ、認知症予防事業などへの参加を働きかけましたが、平成19年度も参加者数は増えていない状況です」との答弁がございました。

これに対し、「介護予防事業については全国的な課題でもあり、利用者の声を取り上げていただきたい。また、介護保険の次期事業計画の見直し作業に入っておられるので、利用者の立場に立った計画を策定していただきたい」との要望がございました。

なお、索道事業、と場事業、同和地区住宅資金貸付事業、公共下水道事業、駐車場事業、交通災害共済事業、老人保健事業の各会計決算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところで、認定についてお諮りいたしましたところ、「競輪事業特別会計では、平成18年度の決算の審査において、自動湯茶接待機のお茶の原液と紙コップの随意契約について指摘を受けたが、平成19年度途中ではあるものの、速やかに契約会社と合意解除して、その後、指名競争入札を行っている。納入条件を変更し、競争性のあるものにしており、早い対応と努力は評価できるものであり、決算の認定に賛成する」との意見や、「一般会計において、定率減税の廃止など市民への増税の影響が大きい中、当初予算の審議の際に、福祉生活予算の充実を行い、市民負担の軽減を図るべきだと申し上げたが、生活保護の母子加算の段階的な廃止、就学援助費の支給基準の引き下げ、祝祭日のごみ収集廃止や学校用務員、あるいは学校給食の民間委託等、福祉教育面での縮減や、行政改革の名において市民サービスの削減が行われている。こうしたことが改善を見ぬままに、当初予算どおり実施されていること、また、国民健康保険事業特別会計においては、平成19年度に医療分の賦課限度額の引き上げが実施され、資格証明書の発行が増えてきている。保険料の滞納についても申請減免制度の充実を求めてきたが、改善されていないこと、さらに、介護保険事業特別会計においては、平成19年度には、従来、要介護1とされていた人の大部分が要支援に変わり、軽い階層へ取り込まれた結果、訪問介護の日数が減らされるなどサービスの後退を指摘したが、そのまま実施され、さらに一部保険料の値上げも行われ、当初予算どおり執行されているので認定しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの一般・特別会計決算特別委員長の報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。16番、平田議員。

16番（平田 豊民君） 認定2号に関しまして、私、監査委員として9カ月関与いたしました。そして、一身上の都合で辞任いたしました経緯がございます。いろいろ考えましたが、私は退席をいたしたく思います。お許しを願います。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 認定第2号平成19年度決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

1年前になりますが、18年度決算不承認の大きな理由、原因となりました、競輪場のお茶購入における市と市長の親族企業の不適切な随意契約、これについて、監査報告の中に、このたび一切触れられていないことは、地方自治法第199条に定められている公表の義務が十分に果たされていないと考えます。

また、これを受けて実施された紙コップの入札の予定価格が、随意契約時の株式会社松うらとの契約単価を基準として設定されたこと、そして、市民が大きな関心を寄せている問題にもかかわらず、市広報で一方的な市長側の見解を掲載した。その後、不適切な取引であったと市長が認めたわけでありますから、市民に対し謝罪、また、説明等があるべきと考えるが、これがなされていないこと。等々、市政運営のあり方について不満は残りますが、不適切な取引を認め、契約を解除し、これを改善したということは評価できますので、会派息吹としましては、賛成の態度を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 認定第2号平成19年度決算の認定につきましては、一般会計、それから国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計決算につきまして、認定しがたい旨、討論を行いたいと思います。

まず、一般会計についてでございますけれども、平成19年度は定率減税の廃止など、市民への増税の影響が大変大きい中で、私ども当初予算の審議の際に、市としても市民の福祉生活予算の充実を行って、市民負担の軽減を図るべきだと申し上げてまいりました。

市では障害者自立支援法による通所授産施設利用の自己負担分を全額助成するなど、全国的にも画期的な施策の実施、あるいはまた、老朽化した屋内運動場の改築など、積極的に取り組まれたことにつきましては、大いに評価をしたいというふうに思います。

しかし、福祉、教育面での重要な縮減、あるいは行政改革の名におきまして、重要な市民サービスの削減が行われました。すなわち、生活保護の母子加算の段階的な廃止や後期高齢者への差別医療が拡大するおそれがある、後期高齢者医療制度の導入に向けた取り組み、準備、また、就学援助費の支給基準の引き下げ等実施され、さらに行革の面では、

議論になりました祝祭日のごみ収集廃止や、学校用務員、学校給食の民間委託が進められてまいりました。

こうしたことが改善を見ないまま、当初予算どおりに執行されておりますので、認定しがたい態度を表明したいと思います。

次に国保特会ですけれども、御報告がありましたように、平成19年度は医療分の賦課限度額が53万円から56万円に引き上げられております。市民にとりましては、大変な負担、耐えがたい負担増となっております。こうした中、滞納者への資格証明書の発行につきましては、健康や命にもかかわる重大な問題だと、これをすぐにやめるべきだと指摘してまいりましたけれども、引き続き発行されておまして、また、申請減免制度の拡充も行われておりません。

また、介護特会では一部保険料の値上げも実施されており、さらに従来、要介護1とされていた人々の中で、要支援になり、重要なサービスの後退が見られます。

これら2つの特別会計決算を含め、認定第2号平成19年度決算の認定につきましては、反対の態度を述べさせていただきます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 認定第2号決算の認定については、反対の態度を表明いたします。

一般会計では、予算審議の際に申し上げた、国の福祉制度や社会保障の大きな後退の中で、市の施策が後退しております。19年度では、母子加算など生活費の支給削減、さらにことしになって問題になっております、後期高齢者医療制度の導入の準備にかかわる経費、こういったところに大きな問題があったと思います。

また行政改革の中で、民間委託の推進などが引き続き進められていることは、サービス低下になっているように感じられますし、PFIの導入は、公共の果たす役割の放棄ではないかとの疑念も残っております。今議会の行政報告にありましたように、結果としてPFIそのものでないにしても、事業がうまくいかなかったということにもなりました。

さらに予算審議の際に問題にしました、教育委員会のフッ化物洗口について、予算が計上され、実施されておりますが、学校現場からは、これに予算を使うならもっとほかに教育関係で予算を使うことがあるのではないかと、大きな疑念が起こっております。

さらに、憲法の言う応能負担原則が租税制度のあり方のみならず、地方自治体の市民負担のあり方などにも適用されなければなりません。その点で、消費税を使用料等に上乗せすることは問題があります。19年度には定率減税が廃止されましたが、定率減税その

ものは、消費税が3%から5%に引き上げられたときの恒久的措置として、逆進性緩和のためのものでありましたが、19年度にこの定率減税が廃止されたということは、改めて問題点を浮き彫りにしていると思います。

次に国保会計については、基礎賦課限度額53万円が56万円になっていること、また以前から主張しているように、一般会計の繰り入れを増やして保険料の軽減を図るべきであり、承認しがたいものであります。

さらに介護保険では、介護保険の導入は国、地方自治体が福祉関係予算を減らし、これを介護保険料という形で国民、市民の負担増に転嫁する増税そのもので、今後、さらに国民、市民の負担が増加するのは明らかであります。一昨年の法改正によって利用の制限がされたり、さらに解約をされており、それが執行された予算であり、承認しがたいものであります。

このほか、索道、と場、青果市場、公共下水道、駐車場の5会計につきましては、一般会計で述べました消費税にかかわるものであり、反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 平成19年度の決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成18年度の決算認定につきましては、反対の立場で意を表明いたしました。その理由として、全体的には適正に執行されていましたが、競輪場の自動湯茶機のお茶と紙コップにおいて、納入金額362万8,800円を随意契約としていた件について、本来は財務規則で、80万円を超えるものは、指名競争入札を定めていることからして、競輪事業特会に認識及び判断ミスがあったことが確認されました。

しかし、そうした指摘を受けた後、素早く同契約会社とは合意解除され、その後、指名競争入札を図られ、平成19年度途中からではありますが、納入条件を変更し競争性のあるものにされた、早い対応、努力は評価できるものであります。よって市民の理解を得ることができると判断し、公明党を代表し、平成19年度決算の認定に賛成の意を表明いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。認定第2号については、一般・特別会計決算特別委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、認定第2号については、これ

を認定することに決しました。

---

報告第23号専決処分の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第23号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第23号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成20年7月7日午後3時50分ころ、クリーンセンター職員が可燃ごみを収集するため、警固町二丁目993番地先で作業中、車両を相手方の屋敷のブロック塀に接触させて、損傷させたものでございます。

ブロック塀の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第23号を終わります。

---

議長（行重 延昭君） 以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。御協力、まことにありがとうございました。

---

あいさつ

議長（行重 延昭君） さて、市議会も特に緊急の案件がない限り、本日をもって最後になると思いますので、この機会に一言、私からごあいさつを申し上げます。

〔議長 行重 延昭君 登壇〕

議長（行重 延昭君） 一昨年の12月定例会で議員各位の御推挙をいただき、議長の要職につかせていただきました。以来、2年間、浅学非才の身ではありますが、円滑な議会運営に専心してまいったつもりでございますけれども、皆様方の御期待に十分沿えなかった点、多々あったことをまことに申しわけなく思っております。

今日まで大過なく、その職責を務めることができましたことも、議員の皆様方と執行部の皆様方の御支援、御協力があったおかげだと感謝をいたしております。

なお、任期は幾分残っております。その間、いろいろと出張なり会議の任務が残っておりますけれども、任期満了まで誠心誠意、頑張ったいというふうに思っております。

2年間、皆様方には大変お世話になりました、御協力いただきましたことを、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

〔議長 着席〕

議長(行重 延昭君) 次に、副議長からごあいさつ申し上げます。

〔副議長 原田 洋介君 登壇〕

副議長(原田 洋介君) それでは、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

この1年間、副議長として円滑な議会運営のために、一生懸命頑張ってきたつもりですが、まだまだ、いろいろ力不足等ありまして、十分な仕事ができないこともありました。しかしながら、大過なくこの1年間務めてこられましたのは、本当に議員の皆様方の御協力があったことだと思っております。本当にお世話になりました。

そして、松浦市長はじめ、執行部の皆様方、いろいろと御協力もいただきました。本当にありがとうございました。そして、最後にいろいろと御指導いただきました中村局長以下、議会事務局の皆様、大変お世話になり、ありがとうございました。

以上、簡単ではございますが、皆様にお礼のごあいさつとさせていただきます。本当に1年間、お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

議長(行重 延昭君) 次に、今期をもって退任されます議員の方からごあいさつをしたい旨の申し出がございましたので、これをよろしく願います。

11番、深田議員、12番、馬野議員、13番、大村議員、21番、藤野議員、27番、河村議員。どうぞ、前にお並びをお願いいたします。

それでは、5名の方を代表されまして、河村議員にごあいさつをお願いいたします。

〔27番 河村 龍夫君 登壇〕

27番(河村 龍夫君) 貴重な時間を拝借いたしまして、一言、感謝とお礼の言葉を申し上げたいというふうに思っております。

お見かけのように、我々5人の者が、今回、退任をすることになりました。長い間、同僚議員の皆様方、そして、市長さんをはじめ、多くの行政の皆様方、そして、すべての市民の皆様方に大変お世話になり、また、ありとあらゆるところで勉強することもでき、教えていただくことが非常に多くて、むしろ、今日まで育てていただいたという感謝の気持



ちでいっぱいであります。

皆様方も、間もなく、選挙という洗礼を受けられるわけでありますけれども、一生懸命頑張ってくださいまして、当選の榮譽を勝ち取っていただいて、今後、行政と一体となつて、活力のある明るい防府市のまちづくりに一層の御努力をいただいたらと、このように思っております。

私たちもそれぞれの地域で、地域の活性化は市の活性化につながるということを理念のもとに、微力ではありますが、それぞれ活躍をしてみたい。息のある限り、活躍をしてみたいというように思っております。

今日までの長い間のお世話に対し、感謝とお礼の言葉、意を尽くしませんけども、お礼の言葉にさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

議長(行重 延昭君) ありがとうございました。これからも、健康に十分気をつけられまして、今後とも各地域で、おっしゃったように、頑張ってくださいたいということをお願いいたします。

引き続きまして、松浦市長からごあいさつをお願いいたします。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 御指名をいただきました。突然でございまして、何を申し上げたらと思うんですが、ただいま、まずは、議長、副議長には、2年間、そして1年間、大変お世話になりました。ありがたく御礼申し上げます。また、河村議員をはじめとして、5名の市議会議員の皆様方には、まだ、立候補は十分できる時間はあるわけですが、退任のごあいさつをちょうだいいたしました。河村議員には7期、28年間の長きにわたって、御尽力をいただいたわけでございます。

防府市は現在、都市間競争から地域間競争への時代を経て、また、新たな都市間競争へ突入いたしていると、そのように私は認識をいたしております。すなわち、合併新市に勝るとも劣らないすばらしい都市を築き上げていくには、合併新市における執行部、あるいは、合併新市における市議会の方々以上の努力と改革と改善への意欲が求められていると、私は痛感いたしているところでございます。私自身、残された任期、20カ月の任期がございしますが、死力を尽くして、これまでどおり誠心誠意、務めてまいりたいと思っております。

市議会議員の各位におかれましては、来るべき市議選において、本市の揺るぎない基盤を築きあげていくための施策を重点的にお示しをなされまして、そして見事、栄冠を勝ち得られてこられますこと、切望いたします。同時に、御勇退される皆様方には、これからも引き続き、本市の繁栄、発展のために、御尽力賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

げます。

最後になりましたが、防府市議会のますますの御隆昌、御発展を心より念じあげ、私からの御礼のごあいさつにかえさせていただきます。

終わります。(拍手)

議長(行重 延昭君) ありがとうございました。

これもちまして、平成20年第4回防府市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

午前10時58分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年10月21日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 中 司 実

防府市議会議員 山 田 如 仙

